

男女共同参画協働事業企画・運営業務仕様書

1 業務名 男女共同参画協働事業企画・運営業務

「テーマ 男女共同参画の視点からの防災」

2 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

3 業務概要

(1) 業務の目的

男女共同参画の総論的な普及啓発ではカバーできていない特定テーマにおける男女共同参画の推進について、地域で活動しているNPO、企業、地域団体等からテーマに沿った企画を広く募集し、事業を委託することにより、地域リーダー等の資質の向上を図るとともに、特定の男女共同参画関連課題についての県内における理解を促進することを目的とする。

(2) 業務の内容

香川県においても南海トラフ地震の危険性が指摘される中で、過去の災害の教訓を生かし、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取組みによる意識醸成を図ることで、災害時に男女がともに助け合う基盤を作るための業務である。

地域における関係団体と連携して行う事業について、団体から企画案を公募し、1団体を書面審査により選定する。

委託金額の上限は、100万円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

なお、次の事業は本業務の対象外とする。

- ① 国・地方公共団体など他の団体から補助金等の交付を受けている事業や、受ける予定の事業
- ② 営利目的の活動や、事業対象が応募団体の会員等に限定された事業

4 業務の詳細

(1) 男女共同参画協働事業の企画・運営に関する一切の業務

- ① 契約締結後、速やかに事業の実施内容詳細及び業務行程表（全体スケジュール）を記載した事業計画書を提出すること。
- ② 広告チラシを作成、適宜配布すること。また、データ及びチラシ本体（150部）を納入すること。
- ③ アンケートを実施するとともに、事業の効果を提出すること。
- ④ チラシ、アンケートその他の配布物等については、内容や部数について県の詳細を得て作成すること。
- ⑤ 広く県民に効果が及ぶよう工夫すること。
- ⑥ 男性の参加者が増えるよう工夫すること。なお、具体的方策について、事前に県と協議すること。
- ⑦ 事業の実施に際して必要な保険に加入すること。
- ⑧ 必要に応じて、事業の参加者のための無料託児を実施すること。
- ⑨ 事業の実施に際しては、講演会等を開催する場合は参加者のための手話通訳等を用意するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に規定される必要かつ合理的な配慮を行うこと。

(2) 提出物

業務完了後、実績報告書を提出すること。

5 支払方法 原則として精算払

6 企画提案書の内容

- ・(様式5)で提示された項目について、具体的に記載すること。
- ・提案内容に対し、講師費用や会場設営費用など必要なすべての経費を適切に見積もること。

7 企画提案書作成の留意点

- ・一度提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の作成に関する経費は、応募者の負担とする。

8 特記事項

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 本事業実施に関する準備・進行管理、その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。なお、事業実施に当たっては、県に対し適宜連絡・報告を行い、県と調整を図ること。
- (2) 本事業によって生じたすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、引き渡しの際に、県に移転する。受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の利用に供する場合は、あらかじめ書面をもって県の許諾を受けなければならない。県は当該利用が男女共同参画についての普及啓発に寄与するものである場合は、書面をもって許諾するものとし、その利用は無償とする。
- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。
- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他県が必要とする事項を書面をもって県に申請し、県の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- (6) 天災その他社会情勢等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、変更契約を締結し、本業務の準備に要した経費を上限（ただし、契約金額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、県と協議すること。

10 成果物

成果物とは、次のものをいう。

- ① チラシ等広報に関するもの
- ② パンフレット等配布物
- ③ その他指示するもの

担当 香川県政策部男女参画・県民活動課
TEL : 087-832-3197 / FAX : 087-831-1165

柳澤・玉山